

福島第二原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成23年 1 月 2 1 日

東京電力(株)福島第二原子力発電所4号機(以下「当該機」という。)は、平成22年11月9日から平成23年1月下旬までの予定で原子炉を停止し、新検査制度による保全計画に基づき、第17回定期検査(定期事業者検査)を実施している。

この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

< 定期検査の実施状況 >

当該機においては、今停止期間中に、保全計画に基づく原子炉・タービン等機器・構造物の定例的な点検が計画的に実施され、また、炉心シュラウド溶接部予防保全工事、耐震裕度向上工事等の予防保全の取組みを進めている。

今回、原子炉冷却材再循環系配管の溶接線4箇所での超音波探傷検査では、異常がないことが確認されている。

また、配管の減肉管理においては配管の取替計画と取替までの点検計画の策定が必要となる余寿命が5年未満と評価された部位は確認されなかった。

< 不適合事象の管理状況 >

平成22年11月25日に判明した炉心シュラウドのひびについては、シュラウド製造時の表面研磨に起因する材料の硬化等に伴う応力腐食割れにより発生したものと推定され、当該ひびはごく浅く、深さ方向の進展性がないものであることから、炉心シュラウドの健全性に影響を及ぼすものではないと評価された。

国はこの内容を確認し、12月24日に評価結果が妥当なものと判断している。

また、平成23年1月6日に県及び立地町は、事業者のひびの調査状況の現地確認を行ったが、特に問題となる点は認められなかった。

なお、当該機の炉心シュラウドの状況については、平成16年10月15日に、県として今後の点検計画の中でより適切に把握していくことを求めたところであり、引き続き、継続的に監視していくことが求められる。

平成22年11月29日及び12月3日に判明した原子炉内等3箇所での異物については、いずれも異物管理が徹底される平成11年9月以前に混入したものと推定されたが、今後も原子炉内への異物混入防止対策の徹底が求められる。

12月25日に発生した使用済燃料プールの一時的な水位低下については、プールの水が調整堰の隙間からスキマサージタンクに流れこんだものと推定されたが、使用済燃料プール散水出口弁等の不具合の可能性もあることから、計画的に分解点検を実施する等、原因調査を継続することとされた。

当該プールに漏えい箇所はないことから、原子炉の稼働には安全上問題はないとされているが、今後、すみやかに原因究明を行い、再発防止措置を講じることが求められる。

< 今後の対応 >

事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き不適合事象等の情報公開の徹底や一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で実施し、その結果を分かりやすく説明するなど、一つ一つ着実、かつ継続的に信頼回復に向けた取組みを積み重ねていくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を最優先に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。